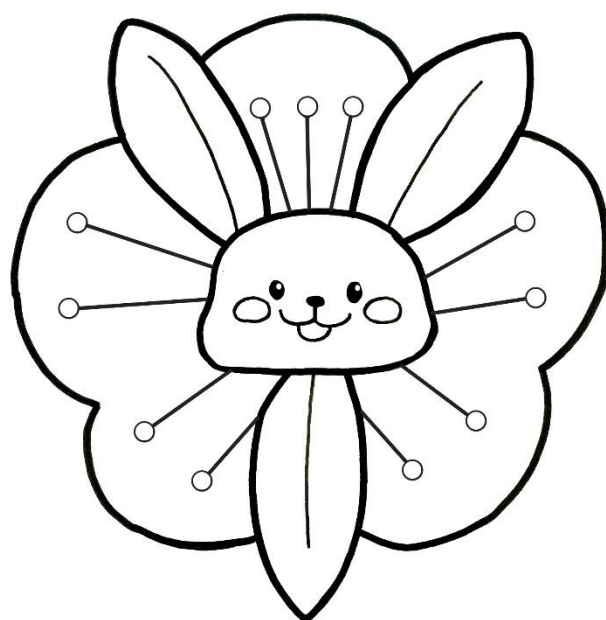


「ICT活用の手引」



福岡県立八幡南高等学校

令和4年12月1日 第1版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用にあたって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1	端末使用の際のルール及び注意点	2
2	生徒用アカウントの取り扱い	2
3	家庭での使用について	2
4	端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方	3
5	健康面への配慮	3
6	トラブルが起きた場合の対応	3
7	その他	4

1 端末使用の際のルール及び注意点

- タブレット型端末は大切に扱うこと。端末を使用するときや持って移動するときに、落としたり、ぬらしたりしないよう、注意すること。
- 自分の端末を他人に利用させないこと。また、他人の端末を本人の許可なく使用しないこと。
- 端末を家に持ち帰って使用する場合は、事前に「端末借用申請書」を提出した上で本手引の記載事項を遵守して使用すること。
- 学習に関係のない目的では使わないこと。目的外の使用など、学校が不適切と判断した場合は、使用を中止する場合があること。
- 端末の故障や破損、紛失、盗難等が、生徒の故意又は重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。

2 生徒用アカウントの取り扱い

- 自分のアカウント・パスワードは、忘れないように記録する場合は別の紙にするなど適切に管理すること。
- 自分のIDを他人に利用させないこと。
- パスワードは、第三者に教えないこと。忘れた場合は、担任や担当の先生に連絡すること。
- 使用するアカウントから八幡南高校の生徒であると推測でき、個人の特定につながるのので、このアカウントは、学習目的外の使用は禁止する。ネットショッピング、オンラインゲーム等のアカウント作成に絶対に使用しないこと。

3 家庭での使用について

- 端末を持ち帰って使用する際は、自宅のWi-Fiや携帯のテザリングに設定して使用すること。自宅でのWi-Fi設定が難しい場合は、担任や担当の先生に相談すること。
- 貸し出している端末を駅や店舗等の公衆無線LAN（無料Wi-Fiスポット等）に接続しないこと。

- 許可なくアプリケーションをインストールすることや本体の設定を変更することは禁止する。

4 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- 本人の許可を得ることなく写真を撮影・掲載したり、録音・録画したりしないこと。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報（名前、住所、電話番号、メールアドレス等）を、ネット上に不用意に書き込まないこと。
- 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた際は、速やかに担任や担当の先生に相談すること。
- クラウドサービス上のデータ（学習活動・部活動等に関すること、写真など）を許可なく SNS 等に投稿しないこと。
- 著作物の無断使用による「著作権の侵害」、違法アップロード・ダウンロードによる「複製権の侵害」、無断で他者の写真を公開する「肖像権の侵害」等、これらの違法行為につながるような使い方をしないようにし、法令を遵守すること。

5 健康面への配慮

- 端末を使用する際には良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離を 30 cm 以上離すこと。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30 分に 1 回は 20 秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休めること。
- 保護者管理のもと、使用時間・内容に制限を設けるなど、健全に利用すること。

6 トラブルが起きた場合の対応

- 以下のようなトラブルが発生した場合は、担任や担当の先生に速やかに相談・連絡すること。
 - ・ 端末が故障、破損、紛失又は盗難にあった場合
 - ・ 端末が動かない、勝手に操作されている、いつもの画面と異なるといった状況がある場合

- ・ 受信したメールやチャットなどのコミュニケーションツールについて、不審なものが届いた場合
- ・ ネットトラブルに関しては、担任や担当の先生、または次の相談窓口にご相談すること。
[福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口](#)（電話 0120-494-100）

7 その他

- 本校では、教育へのICT活用の効果を検証するために、生徒に対して授業アンケートを実施します。
- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。